

国民健康保険法等の改正に伴う横浜市国民健康保険条例の一部改正について

今市会定例会において、国の関係法令の公布を前提とした、平成22年度横浜市国民健康保険事業費会計予算案を提出し、審査いただいております。

予算関連議案（国民健康保険条例の一部改正）については、国会での関係法案の審議等の動向を見ながら追加上程を予定していますが、現段階では、いずれも未公布のため、今市会会期内での議案上程が不透明でありますので、現時点での状況と今後の見通しについて報告します。

1 関係法案等の現時点での状況

- (1)「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」

《裏面：本市条例の一部改正の内容 3、4関連》

3月中旬の公布が予定されていましたが、現在、国会において審議中であり、まだ公布されていません。

- (2)「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令案」

《裏面：本市条例の一部改正の内容 1、2関連》

現在、パブリックコメントを実施中であり、厚生労働省からの連絡によると、3月26日閣議、3月31日公布となる見込みです。

2 本市条例の一部改正の今後の見通し

今回の国の関係法案等は、厳しい財政状況にある国民健康保険の財政基盤強化や、中間所得者層や非自発的失業者の保険料負担軽減を趣旨としたものであり、施行期日は平成22年4月1日となっているため、公布後、できるだけ早く、かつ、遅滞なく条例を改正し、速やかに市民の皆様へ広報・周知することが必要であると考えます。

そこで、関係法の成立等が遅れ、今市会開会中に、条例改正議案を上程できない場合には、関係法令の公布後直ちに、市長専決処分により、本市国民健康保険条例を改正したいと考えております。

その場合には、5月開催予定の平成22年第2回市会定例会において報告させていただき、承認をお願いしたいと考えます。

なお、今回の条例改正は、他の政令市においても、一部を除き市長専決処分により対応すると聞いております。

3 平成22年度予算議案との関係

平成22年度横浜市国民健康保険事業費会計予算案は、今回の国民健康保険条例の一部改正を見込んで提出しています。

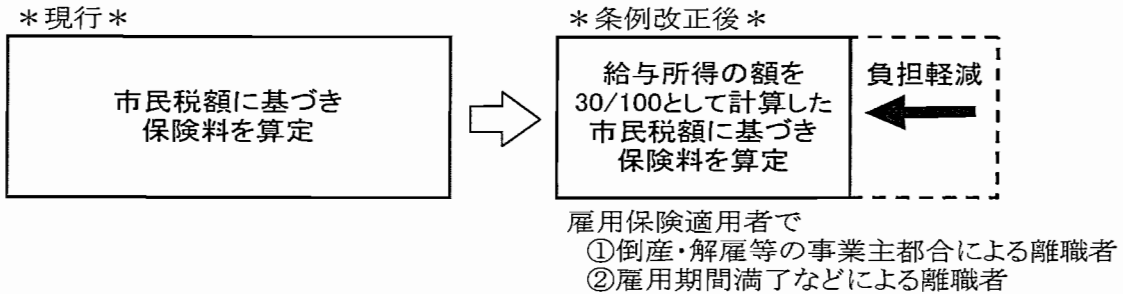
【参考】 条例の一部改正の内容

《政令改正によるもの》

1 非自発的失業者に対する保険料負担軽減制度の創設

(条例第 15 条、第 16 条の 3、第 16 条の 9 関連)

リストラなどで職を失った者に係る国民健康保険料等について、失業期間中における過重な負担等を軽減するための措置を講じます。



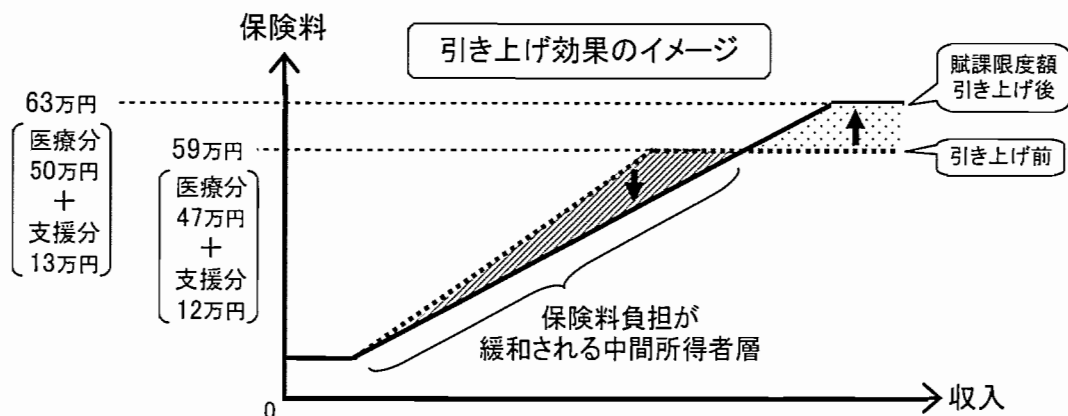
《政令改正によるもの》

2 保険料賦課限度額 [医療分・支援分] の改定

(条例第 14 条、第 16 条の 3 関連)

中間所得者層の負担軽減のため、保険料のうち医療分及び支援分の限度額を引き上げます。

- ・医療分: 3万円の引き上げ(47→50万円)
 - ・支援分: 1万円の引き上げ(12→13万円)
- ※介護分: 据え置き(10万円)
- 計 69→73万円/年



《法改正によるもの》

3 国保財政基盤強化策の延長

(条例付則 9、16、17、25、26、27 関連)

国保の財政運営は今後とも厳しい状況が見込まれることから、平成 21年度までの暫定措置であった公費による財政基盤強化策の次の4事業を、平成 22年度から平成 25年度までの4年間延長するものです。

- (1) 高額医療費共同事業
- (2) 保険財政共同安定化事業
- (3) 保険基盤安定制度(保険者支援分)
- (4) 国保財政安定化支援事業

《法改正によるもの》

4 被保険者証の交付に関する特例の廃止

(条例第 23 条関連)

政令市及び特別区における被保険者証の交付期間に関する特例が、実態に合わず形骸化しているため、法の関係条文が削除されることにあわせ本市条例の関係条文も削除します。